

## 令和6年度（2024年度）第1回大規模小売店舗立地審議会議事録

### 1 日時

令和6年6月5日（水）14:00～15:00

### 2 場所

北海道立道民活動センター（かでる2・7）5階 510会議室  
（札幌市中央区北2条西7丁目）

### 3 出席者

#### (1) 大規模小売店舗立地審議会委員

出席委員	会 長	近藤 弘毅	
	副 会 長	菊池 幸恵	
	委 員	金子 ゆかり	
	委 員	栗原 浩平	
	委 員	田村 愛美	
	委 員	富田 秀彦	
	委 員	野田 敏	
	委 員	八田 茂実	(計8名)

欠席委員	委 員	簿井 タカ子	
	委 員	寺井 あすか	(計2名)

#### (2) 事務局（北海道経済部）

地域経済局長		安彦 秀徳
地域経済局中小企業課地域商業担当課長		木戸 正典
〃	主幹（商業振興）	柳川 親久
〃	主査（商業振興）	村上 浩樹
〃	主査（商業振興）専門主任	斎藤 尚子

#### (3) 地域部会・事務局

（第5部会）

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 水嶋 紀文

### 4 傍聴者

1名（うち報道関係者1名）

### 5 議 事

(1) 北海道大規模小売店舗立地審議会会長及び副会長の選任について

(2) 報告事項

- ① 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
- ② 北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について
- ③ 道内の大規模小売店舗立地法特例地域について

(3) その他

## 6 議事概要

### ■柳川主幹

定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第1回北海道大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様には、時節柄お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、道庁中小企業課の柳川でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の会議でございますけれども、委員10名中8名の御出席をいただいておりますので、北海道大規模小売店舗立地審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、本審議会は、道が定めます「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」及び「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取扱い」に基づき公開といたしますほか、本審議会の内容につきましては、議事録の作成、公表のため、録音させていただきますので、あらかじめ御承知おき願います。

次に、本日の日程でございますけれども、お手元の会議次第に従いまして15時頃をめぐりに審議を終了させていただきますと思いますので、各委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

(資料確認・省略)

それでは、開会に当たりまして、経済部地域経済局長の安彦から挨拶を申し上げます。

### ■安彦局長

皆さんお疲れ様でございます。私、北海道経済部地域経済局長の安彦と申します。第1回大規模小売店舗立地審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まずは、本日は、お忙しい中、また、遠路御出席をいただき、誠にありがとうございます。本審議会の開催に当たりましては、本年6月1日付けでの任期満了に伴いまして委員の改選を行ったところであり、委員の皆様におかれましては、就任の御承諾をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年6月に施行されました大規模小売店舗立地法に係る届出についてでございますが、後ほど事務局から詳しい説明がありますが、本道では、昨年度、24件の新設や変更の届出がありまして、通算しますと1,756件の届出を受理しているところです。

この間、各部会の委員の皆様におかれましては、種々の審議をいただき、周辺的生活環境との調和に向けて、格別の御指導をいただきましたことをこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、先般、道経済部が公表いたしました「最近の経済動向」の本年5月号によりますと、百貨店の販売額が25か月連続で前年を上回ったほか、スーパー販売額も19か月連続で前年を上回っております。

また、個人消費が着実に改善を続けている一方で、生鮮食料品を除く消費者物価指数は、33か月連続で前年を上回っている。こういう状況の中で、全体として、道内の景気は「持ち直しの動きが続いている」との判断がなされているところであります。

道といたしましては、昨年度改訂いたしました「地域商業活性化方策」や「地域貢献活動指針」に基づきまして、事業者の皆様自主的な取り組みの促進などにより、地域商業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

本日の審議会においては、各部会における審議状況などにつきまして報告を予定しております。委員の皆様におかれましては、今後とも本道における大規模小売店舗立地法の適正な運用が図られるよう、それぞれのご専門のお立場から格別の協力をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

### ■柳川主幹

次に、本年は委員改選年でありますことから、委員の方々を御紹介させていただきます。

(委員紹介・省略)

次に、議事に入ります。議事は、北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程第3条によりまして、会長が議長を務めることになっておりますが、会長選任までの間は、地域商業担当課長の木戸が進行役を務めますので、よろしくお願いいたします。

#### ■木戸課長

木戸と申します。会長、副会長が選任されるまでの間、進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、議事の(1)「北海道大規模小売店舗立地審議会の会長及び副会長の選任について」でございますけれども、お手元の「参考資料1」をごらんください。

本審議会の条例となっておりますが、第4条第2項におきまして、会長及び副会長は、委員が互選すると規定されており、これに従い進めてまいります。選任に当たりまして、どなたか御意見はございますか。

(意見なし)

特に御意見がなければ、事務局から提案がございますので説明をお願いします。

#### ■柳川主幹

事務局より提案をさせていただきます。会長には、経営学がご専門の北海学園大学教授の近藤委員を、また、副会長には、まちづくり、都市計画がご専門で、前期に本審議会の委員及び第2部会の部会長を務められた、函館工業高等専門学校准教授の菊池委員にお願いすることを提案させていただきたいと思っております。

#### ■木戸課長

ただ今の事務局案については、いかがでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。事務局案を御承認いただきましたので、会長は近藤委員、副会長には菊池委員が選任されました。恐れ入りますが、近藤会長は会長席のほうへの移動をお願いします。

(会長席へ移動)

それでは、近藤会長より一言御挨拶をお願いします。

#### ■近藤会長

この度、会長に選任されました近藤と申します。委員各位の御協力により円滑な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ■木戸課長

ありがとうございます。ここからの議事進行は近藤会長にお願いいたします。

なお、議事に進む前に、一点、了解をいただくべき事項といたしまして、第1部会から第5部会までの各部会長及び、副部会長、並びに特別委員の指名がございます。

本審議会の条例第7条第2項におきましては、部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たると規定されておりまして、また、同じく第7条第3項におきましては、部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名すると規定されております。

この度の委員改選により選任されました委員及び特別委員は、お手元に「参考資料3」として名簿のとおりお配りさせていただいておりますけれども、部会長と副部会長及び特別委員の指名につきまして、事務局で案を用意させていただいております。近藤会長より御了解いただければ、委員の皆様にお配りさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

#### ■近藤会長

わかりました。事務局案を配付してください。

(事務局案配付)

この名簿のとおり部会長、副部会長及び特別委員をお願いしたいと思います、委員の皆様、御了承いただけますでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。2年間、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。次第に従いまして、議事(2)報告事項に入ります。

はじめに、報告事項の①「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について」事務局から説明をお願いします。

#### ■木戸課長

それでは、お手元の「資料1-1」をごらんください。最初に大きな表となっておりますけれども、令和5年度の届出状況につきまして、各部会、振興局ごとに届出件数を記載してございます。

昨年度の届出状況につきましては、札幌市を除く道全体で新設が13件、変更が11件となっており、合わせて24件となっております。また、その下に札幌市分の表がございましたけれども、新設が8件、変更はなく、その下に道と札幌市の合計で32件となっております。

なお、変更の届出のうち、旧法適用店舗の変更に係る附則5条1項の届出は、札幌市はございません。道のみ1件となっております。

資料に記載はございませんが、昨年度の新設の届出の傾向を補足いたしますと、業態別では、スーパーとドラッグストアが多く、全体の約85%を占めてございます。

続きまして、A3版の大きい表になります「資料1-2」をごらんください。年度別の届出状況の表となっております。

道内の届出の状況でございますが、表の一番下のところに道内合計がございますけれども、5条1項の新設の届出は、平成12年度からの通算で616件、届出全体1,756件の約35%を占めておりまして、ピークは郊外型の大型店が立地した平成15から16年度となっております。

続きまして、附則5条1項の旧法適用店舗の変更届出につきましては、大店立地法制定から3年後の平成15年度、こちららの90件をピークに減少傾向となっております。また、6条2項の変更の届出ですが、大手スーパーチェーンの開店時間の繰り上げの届出が全国一斉に行われたために平成24年度が78件と突出してございますけれども、平成16年度の48件をピークに全体としては減少傾向となっております。

届出の状況の説明は以上でございます。

#### ■近藤会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問等はございませんでしょうか。

(特になし)

それでは、次に進みます。報告事項の②「北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について」事務局から説明をお願いします。

#### ■木戸課長

それでは、お手元の「資料2」をごらんください。

各部会及び本審議会の年度別の開催状況の報告でございますが、法が施行されました平成12年度から昨年度までの間、各部会の開催状況は、平成21年度以降、減少傾向となっておりますが、右から2列目になります令和5年度は27回の開催となっております。また、本審議会は、概ね年1回程度の開催で推移しているところでございます。

続きまして、「資料3-1」をごらんください。

令和5年度の各部会の開催状況となっております。審議会運営規程第13条の規定による部会長から会長への結果報告を兼ねてございます。後ほど、各部会から補足説明など、御発言がありましたらいただければと思いますけれども、私からは資料に沿って御報告いたします。

令和5年度は、第1部会が全8回、第2部会が全2回、第3部会が全7回、第4部会が全4回、第5部会が全5回開催されまして、左下の小さな表にございますけれども、審議事項は法第5条第1項の新設が17件、法第6条第2項の新法適用店舗の変更が3件、法附則第5条第1項の旧法適用店舗の変更はございませんでした。上の大きな表の右から2列目にございますけれども、審議結果は、いずれも意見なしとなっております。

続きまして、「資料3-2」をごらんください。基準を満たさない届出の調査審議について報告をさせていただきます。

表に取りまとめられた3件は、いずれも第3部会の案件となっております、そのうち新設は2件、変更は1件で、こちらはいずれも駐車台数に係るもので、既存類似店のデータ及び駐車場利用実態調査を用いて算出され、知事意見、市町村、住民等の意見が付された事例はございませんでした。

なお、表の一番右端にございます「局長通知」の欄ですが、知事意見までには至らないものの、設置者に特に配慮を求める場合には、振興局長名などで通知ができることになっておりますが、こちらも事例はございませんでした。

次に、「資料4」をごらんください。こちらは全国の運用状況をグラフで示したものとなっております。

全国的に見ますと、(1)の新設の届出状況は令和に入ってから再び増加傾向となる一方で、その下の(2)及び次のページの(3)の変更は減少傾向にございます。そして、その下の(4)の廃止の届出状況もここ数年は減少傾向にございます。

続きまして、「資料5」をごらんください。こちらは、審議会及び部会における傍聴の状況でございます。

昨年度は、本審議会が2名、部会が2名となっております、本審議会の2名は報道関係者の方の傍聴があったものでございます。

このほか、冒頭に事務局からも御案内させていただきましたが、議事録などにつきましては、道のホームページで公開させていただいております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。各部会におきまして、補足等ございましたら、よろしくお願いいたします。

## ■近藤会長

ただ今、部会開催状況等について報告がありました。事務局からの説明について、御質問等がございますでしょうか。

お手元の「参考資料2」にございます、本審議会の運営規程第13条の規定による、部会長から会長への審議結果の報告は「資料3」をもって充てますが、特に「資料3-2」の基準を満たさない届出の調査審議については、第3部会からの報告のみとなっておりますが、第3部会から補足説明などはありますか。

(特になし)

特に質問等がございませんので、次に、報告事項の③「道内の大規模小売店舗立地法特例区域について」、事務局から説明をお願いします。

## ■木戸課長

それでは、「資料6」をごらんください。

特例区域とはと資料にございますが、平成18年に「中心市街地の活性化に関する法律」の改正によりまして創設され、人口減少や大規模小売店舗の郊外移転による商業機能の低下等により空洞化が進む、中心市街地における商業等の活性化を目的といたしまして、大型店出店の実現可能性を高めるための特例措置が適用される区域のこととございます。特例区域では、大規模小売店舗立地法の適用が一部除外されることにより、事業者の大幅な負担軽減となり、スピーディーな出店に繋がりますほか、地元関係者によります円滑な店舗誘致等を実施できるということになってございます。特例区域は、内閣総理大臣が認定しました中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地に限る第一種特例区域と、第二種特例区域に分類されております。

なお、道が大店立地法特例区域に指定いたしますと、中ほどの適用除外のところがございますけれども、

大店立地法の手続が不要、又は一部省略されることとなります。

次に、2の「道内における特例区域の指定状況について」でございますが、現在、第1種は、岩見沢市及び函館市、第二種は北見市となっております、新たな指定はございませんでした。資料の説明は以上です。

#### ■近藤会長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんでしょうか。

(特になし)

最後に、議事の(3)「その他」ですが、本日の会議開催に当たり事前に各委員に部会審議等に関する情報提供をお願いしましたが、特に事例の提出ありませんでした。

まだ少し時間があるようですので、昨年度から継続の委員の皆様、あるいは今回、特別委員から本審議会の委員になられた皆様が多いと思いますので、日頃、部会での議論で感じられていらっしゃるなどをお話しいただければと思います。

では、部会順に発言をお願いしたいと思います。はじめに第1部会の田村委員、よろしくお願いします。

#### ■田村委員

第1部会の田村です。第1部会として審議させていただく中で、よく悩みますのは、ちょうど北広島市の議案がありまして、非常に状況が変わっている地域ですので、今までの指針のとおりでは、もしかして何か情報が足りないのではないかと、もう少しここを検討されたほうが良いのではないかと、余計な心配なのかもしれませんけれども、いろいろと大丈夫かなと思うところがあるような気がいたしました。

その後で、変えられたりとか、こちらからも御意見を出して、確認をしていただいたり、変えていただいたりしたことはあったのですが、非常に今、いろいろネット上の情報などで急に環境が今までと激変するということが多々あり得ますので、審議する中で、それをどのように反映させていったら良いのかということは、非常に悩ましい部分かなと思います。少し、私見も入るかもしれないのですが、そのようなことを感じる機会が増えてきたのではないかと考えております。

前回の審議会の議事録も別添で付けていただいていますけれども、その時も似たようなお話をさせていただきましたが、やはり、こちらから意見を出させていただいて、その後どうだったのかというのが気になるところです。果たして、私たちの心配や指摘事項が的を射ていたのかどうかというのが、後でいろいろと報告をいただくことでわかると思いますので、フィードバックを今後少しずついただければ、というのが前々から感じているところでございます。第1部会からは私見も入ってしまって恐縮なのですが、以上とさせていただきます。

#### ■菊池委員

第2部会の菊池です。よろしくお願いします。

第2部会は、昨年度は1件、ドラッグストア出店の新設に伴う事前説明とその審議だったのですが、それ以外には特になくて、逆にそれで良いのかという気がしますが、この件に関しては、駐車場が非成形というか、あまり用地買収等も進んでいないところもあって、ちょっと形がいびつなところもあって、それに伴って徒歩で利用される方の交通安全が心配だったのですが、そういうこともなかなか解決しているのかわからないのですが、多くないような状況だったので、それも含めて、それよりも前であれば、例えば駐車台数の減少などの変更の届出などがあって、どちらかというところと発展や開発というよりも、衰退傾向にあることが非常に心配だかなと思います。なので、大規模小売店舗の立地の審議というの、もちろんしているのですが、やはり、街全体が寂しくなっているのかなというのが函館、第2部会での個人的な見解ですが、心配かなと思います。以上です。

#### ■栗原委員

第3部会の栗原です。私は、前回から初めて特別委員になりまして、このように審議しているのだなとい

うことを初めて知った次第です。私の専門は、建築環境工学なので、でも騒音とかは授業では教えているのですけれども、専門ではないので、こういう審議会で騒音レベルとかをこういうふうに使われているのだなということを知って、個人的には、非常に勉強になったなところなのですけれども、ただ、計算の仕方とか見ていると、例えば、深夜の騒音レベルとか、ずっと、平均値をとって、すごく小さい値になっていて、これは本当に意味があるのだろうかと思いがちちょっと疑問に思うところもあったのですけれども、それを審議する場ではないので、ちょっと、研究者の目線になってしまうのですけれども、この式で大丈夫なのだろうかと思ったところがありました。

先ほど、駐車場の話もあって、満たしてはいないのですけれども、大丈夫ですみたいな話があったと思うのですけれども、これも私は交通の専門ではないのでよくわからないのですけれども、駐車場の台数を算定する式が果たして現状と合っているのか、地方に適用できるのかというのがすごく気になったところもありまして、そういうのもぜひ、交通の先生に伺いたいなと思いがち聞いているところでした。ちょっと、とりとめのない話ですけれども以上です。

#### ■八田委員

私も交通とかいろいろと専門ではない部分もたくさんあるのですが、今、栗原委員のほうからお話があったように今回も基準を満たさない届出が三つ出ているのですが、現状を考えると、非常に広い駐車場に車が数台ぽつぽつというホームセンターが地方に行くといっぱいありまして、本当に審議をしている中で、こんなに必要あるのかなというのをいつも感じながら審議には出ています。基準がある以上、それに従わなければならないのは理解しています。

全般でいうと最近、胆振地方でも西胆振の室蘭あたりの届出が増えてきているので、少しずつまた元気を取り戻してくれているのではないかなということで期待をしています。とりとめのないですが、以上です。

#### ■富田委員

富田でございます。私は、今回で3期目の委員を務めさせていただいています。

なかなかこの法律の本質は、難しいというのがございまして、一つは、審議の中で他の関連法令に合致していますというような報告の形になっておりまして、なかなかそのへんが難しいのと、最初の1期目のときに、騒音の問題なのですが、私ども建築基準法を長くやっております、一般的には敷地境界線の規定となっているのですけれども、敷地境界線でNGの時に、その建物の壁面で良ければいいということになっておりまして、実は、隣の建物というのは、何年かに一度立替えをするわけなのですけれども、その時に、そのNGの地点もわからないし、立替えするときに隣の住宅の跡について、不利益を被るのではないかという問題点を投げかけていたのですけれども、それもなかなか他法令に準拠して、やっているのかなと思うのですけれども、そのへんがなかなか難しいのかなと思っておりますし、もう一点は、法律の手の関係上から仕方ないのですけれども、審議会に上がってくるときに、ほとんど建物が完了状態で上がってきていると、ここで我々審議会の中であまり言えないこともあり、もう終わっているものをどうするのだということもありますし、そのへんの問題をやはり、何とかしなさいというものが実はあります。そういった中でどうしようかなというのがあります。

それと、もう一点思っているのは、実は、審議が全部終了していないのにオープンしてしまったという事例が一つありまして、それは審議会を始める前の日だったそうなのですが、我々審議会が招集されて、どうしましょうという話になったのですが、この取り扱いが非常に難しく、一応、審議会に諮問されているわけですから、ここで審議会を中止にするのか、継続にするかというのは、結果としては、了解したのですけれども、この事務手続が妥当だったかどうかというのが一つありまして、一つは、知事から諮問されているわけですから、諮問された以上は審議しなければならない立場にあるのかなと、そのように思っております、一つの方法としては、法的には審議をしまうと、あとの問題点は、担当のほうでやってもらうというのが一つ方法なのかなと思ったりしているのですけれども、レアケースなのですけれども、そのへんの処理の仕方があって、今後、まとめていかなければならないと思っております。いずれにしてもなかなか審議会は

どこまで言って、どこまでできるのかというのは、なかなか難しいし、法令等が建築確認申請と同時とか、完了する前に同時とか、どうするのかということがありますし、それから、説明会は生じていますから、いろいろな手順があると、どうしても相当な期間が必要となってきて、できたものに対して、何を言えるかについて、ちょっと我々としてはどこまでいけるのかなというところがあります。以上です。

## ■野田委員

昨年の秋にも出席をさせていただきまして、いろいろお話をさせていただきましたけれども、今日の資料にも付いているのですが、その後改めて先ほど富田委員がおっしゃったようにフィードバック関係のことなども改めて取り扱いについて周知などもしていただいておりますし、そのへんについては感謝しております。

また、第5部会のほうでもいろいろ事務的説明から本審議までの間に、できるだけ審議する上での材料をですね、例えば、直近の写真をいただきたいとか、説明の段階でこうだったものが、アイエヌジーで進行していてこうなっていますみたいなどころとか、委員の方からできるだけ事細かくというようなりクエストをして応えていただきまして、それに関しては丁寧にやっていただいて感謝しております。

それで、先般、5月23日に今年1回目の事務的説明を行いました。委員も今回替わっているのですけれども、前の委員の方に出ていただいて、その時に、以前からもあったのですけれども、その時の資料等々、それから届出書等には、この件に関しては、しません、やりません、禁止にします、それから例えば、これは一方だけをこうしますというようなことで説明をされると、審議の過程で、果たして、これはそのようにしているけれども、現実的にそれがきちんと履行されるのかなと、その後でもいろいろな、例えば、未執行の関係の部分とか、いろいろなもの現実的に守られていない事例があるのではないかと、それが届出書の書類上はそのようにはしませんというようなことで通るのですけれども、そのへん、実際、ここは先ほどおっしゃった部分のことと似通るのですけれども、言葉は適切ではないかもしれませんが、通すための届出書になっているのではないかなという論議、実はこの間も出ました。では、それをどうしていくのだというところは非常に難しいのですけれども、届出の段階で、これもまた事務局の方にご負担をいただくことで大変申し訳ないのですが、ただ我々は、出てきたもので審議という形になるものですから、明らかに、これは果たして現実的にどうなのかなというときには、届出の段階で事務局からちょっと、更に実施者の方に、もしくは事業者の方に確認をしていただくだとか、本当にこれで大丈夫ですかと、問題ないですかというのを駄目押しというか駄目出しというのかわかりませんが、そういうところをお願いしたいなど、私どもは決してその案件について、あくまでも立場的には、どの先生もしっかりと安全性が担保されて、なおかつこういう商業施設の進出によって利便性も図られると、その両方が成立するということが一番だと思ってやっておりますので、それが案件によっていろいろ難しさもあると思いますけれども、ひとつお願いしたいなと思っております。私のほうからは以上です。

## ■金子委員

第5部会の金子でございます。今、同じ第5部会の野田委員のほうからもお話をさせていただきましたけれども、事務局の方々については、いろいろと問題が起こったときなどにも追跡して見ていただいたりですとか、実際に行ってきて経過を報告していただいたりですとか、大変丁寧なご対応をいただいているということに、まずは感謝を申し上げたいと思います。

我々が何年か委員をさせていただいている中で感じることに、私などはひどく暴れるものですから、事務局の方は大変な思いをされていると思うのですけれども、すごく違和感があるものがありまして、毎回、いろいろな意見を出させていただいて、この駐車場の安全性は大丈夫なのだろうかですとか、いろいろ言わせていただいても、最終的には意見なしと出さなければならないというのが、実は非常に違和感を持っております。これはもう仕方のないことなのかなとも思いますけれども、意見なし以外のものを出すということは大変なことだと言われまして、いつも抑えてもらっている感じがいたします。

その中で、やはり法的なものを見直す時期というのがもしかしたら来ていないのかなと実は感じておりま



す。先ほども他の委員の方からも御発言がありましたけれども、全国同じ基準でものを見ているというのが、やはりそれが北海道、しかも都市部であったり過疎の地域であったりというところで、同じ法律を当てはめていること自体がやはり無理を生じさせているのかなというような印象を私は持っております。

昨年度も清里町ですとか、そういったところ、本当に人がそんなにたくさんいないかなというようなところを審議させていただきますと、やはり持っている問題点というのがその場所、その場所によって全く違うのだということを感じたりいたします。こういったことの法改正的なものというのも審議会での問題点からどこかで働きかけていただくということではできないのかなというようなことも感じ取ることもございます。

また、野田委員のほうからも申し上げましたけれども、やはり問題があるというように委員のほうから、特別委員を含めて、発言をさせていただいたもので、どこまで委員として発言したものが実際に事業者の方、事業者の方に伝わっているのだろうかということで問題を感じることもございます。

やらせていただいている中で、真摯に対応していただいている事業者様と全然違うのだなと、やる気ないでしょという事業者様も見えてくるというのが何か非常に言葉は適切ではないのですが、面白いと感じるところもございました。ただ、私どもの発言の中で少しでも多くの消費者の方々安心して経済活動を行える、お買い物を楽しんでいただけるようになると良いなと思ひまして、これからも少しでも力になれるように努めさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

#### ■近藤会長

ありがとうございます。最後に事務局から何かございますでしょうか。

#### ■柳川主幹

さまざまな御意見をいただきましてありがとうございました。

私のほうからは、さきほども触れられていたと思うのですが、資料の最後に「別添資料①、②」という形で昨年度の審議会の議事録を添付させていただいておりますけれども、昨年いただきました御意見に対する道のこれまでの対応について説明をさせていただきたいと思ひます。

前回といいましても、昨年10月26日に開催されたものでございまして、本日お集まりの委員の方々におかれましては、半分以上の委員が変わられていますので、この議事録を見ながら、意見を振り返りながら説明をさせていただきたいと思ひます。

まずは、「添付資料①」の5ページをごらんください。波線が引いてありますけれども、第5部会の谷委員からいただいた意見でございまして、先ほどもありましたフォローアップに関する意見でございます。

意見の内容といたしましては、読みますと、「実際にオープンしてから審議とは状況が異なるケースがあると思うし、認識もしている。その点のフォローを審議会が行うのが良いのか、振興局で対応しているケースもあるかと思うが、この点について措置が必要ではないか」といったような意見。

続いて、その下の段落ですが、こちらは指針に関する意見として、「今、環境に対する関心が高まっており、SDGsやカーボンニュートラルなどの取り組みが全ての部分で行われているときに、大店立地法の審議の中では、そのへんの概念が触れられていないのではないかと、後段のほうでございましてけれども、「道のほうで経済産業省あたりに協議や話をする機会には、ぜひ、こうした声が地方から挙がっているということをお伝えいただきたい」との意見でございます。

続きまして、6ページ、第1部会の田村委員から昨年いただいた意見でございます。開店後の部会へのフィードバックに関する意見として、先ほどもお話がありましたけれども、「問題があるかもしれない届出であっても、審議、答申が通っていた事案もあると思うので、その後の状況がどうなったかを委員にフィードバックしていただくと、その後の審議に非常に役立つのではないかと」といった意見をいただいております。

続いて、飛びまして8ページでございます。第5部会の谷委員から、先ほどと同じく指針に関する意見をいただいております。「大店立地法の審議をする場合には、エネルギーとかカーボンとか、そういった視点が入って議論する部会になったら良い」との意見でございます。最後、11ページでございます。情報共有に関する意見といたしまして、谷委員でございますけれども、「良い事例を親会（本審議会）でも紹介していただ

いて、ポジティブな良い事例をこういう場で議論されて、情報共有されることをお願いしたい」という御意見をいただいております。

これらの意見に対する道の対応についてということで説明をさせていただきたいと思いますが、まず、1点目の届出に関する、谷委員からの「開店後のフォローアップ及び部会へのフィードバック」に関する意見への対応ということでございまして、「別添資料②」をごらんいただきたいと思います。令和6年1月26日付け通知文で「大規模小売店舗立地法に基づく道意見の通知後の状況確認について」の文書をごらんいただきたいと思います。

こちらは、私ども中小企業課主幹の名前で、各振興局産業振興部商工労働観光課長あてに出した文書でございます。

開店後のフォローアップ及び部会へのフィードバックについては、実は、過去の審議会、こちらは平成26年と27年の審議会でも要望が出されておまして、平成26年度に基本的な考え方が整理されています。その時に送った文書が2ページ目、3ページ目のおりですけれども、このような形で通知されております。

平成26年、27年といいますと既に10年以上の時間が経過しておまして、既に担当者も変わっているということから、今回、改めて、意見を踏まえ、振興局に対して通知を行ったところでございます。

通知の内容につきましては、1ページ目の通知文の1番「基本的な考え方」に記載のとおり、(1)といたしまして、振興局長名による注意喚起を行った大規模小売店舗について、まずは状況確認を行ってくださいということというのが1点目、それから2点目といたしまして、(2)でございますけれども、「その他の大規模小売店舗についても、部会から状況確認を求められた場合は、適宜、状況確認を行うこと。」この2点を通知しております。

また、2の「今後の対応について」におきましては、「既に、状況確認を行った大規模小売店舗についても、部会から状況確認を求められた店舗については、適宜、状況確認を行い、部会に報告すること。」ということで各振興局に通知しています。

今後、各委員の皆様方が各地域の店舗の運営方法などについて疑義が生じた場合には、各部会の事務局に申し出ていただくことで、開店後のフォローアップ、部会へのフィードバックについても対応していきたいと考えております。

次に、二つ目の指針の改訂に関する意見、資料はないのですが、カーボンニュートラルですとか、SDGsの視点を指針に入れるように国へ要望することでございますけれども、こちらにつきましては、昨年11月2日に開催されました「八都道府県大型店担当課長会議」という場があるのですが、この場で道のほうから、国に対して要望しておまして、その際の国の見解といたしましては、「指針については将来的に見直しを行わないとは考えていない。別の場、その会議以外の場でも各自治体からの意見などもお聴きしたいと思うので、細かい点も含めて意見交換を継続してほしい」との見解を示しております。

改正要望については、道としてこれまでも挙げておりましたが、これまでの国の見解では、現時点では、見直しの予定はないとの回答であり、以前より前向きな回答となってきていることから、道としては、引き続き、要望を続けてまいりたいと考えております。

三つ目の意見であります「優良事例の提供」についてですが、本日は、各部会とも事例の提供はありませんでしたけれども、今後とも各部会で優良事例などありましたら、ぜひとも本審議会でも共有してまいりたいと考えておりますので、積極的な情報提供をお願いしたいと思います。

昨年度の審議会委員の意見に対する対応についての説明は以上でございます。

## ■木戸課長

私のほうからも今の説明に関連してですけれども、交通対策に関しては、設置される店舗が周辺地域の生活環境に与える影響にきまして、渋滞や騒音の発生のおそれといった観点から、十分な対策なのかどうか、非常に熱心に審議をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

設置者が実施する対策につきましては、法第10条や国の指針におきまして、開店後であってもできる限りの対応が望ましいことや、事前調査等との大きな乖離がある場合、こういう場合などは、再調査や追加的な

対応策の検討などが求められるということになってございます。

こうした経過から、法第14条において、道は、設置者が実施する対策の実施状況について、設置者に報告を求めることが可能とされておりますので、先ほど主幹から説明のあったとおり、道では、注意喚起の通知による働きかけのほか、開店後におきましても、現況確認を行うことと取り扱いを決めております。

現況確認などにより、対策がもし不十分であるなどの実態がわかった場合は、振興局は公安委員会や地元自治体などと情報共有するとともに、設置者に対し、届出のあった取組の継続など、フォローアップを行ってまいりますので、審議の際には、その旨を御検討いただき、対策の実効性に御懸念がある案件がございましたら、しっかりと対応してまいりますのでよろしくお願いたします。

#### ■近藤会長

では、以上で本日の議事は全て終わりましたが、全体を通じて、何か御質問や御意見はございませんか。

(特になし)

それでは、以上で議事を終了したいと思います。御協力にお礼申し上げます。ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

#### ■柳川主幹

近藤会長、ありがとうございました。最後に安彦局長から、閉会の御挨拶を申し上げます。

#### ■安彦局長

近藤会長はじめ、委員の皆様におかれましては、本日、いろいろな御意見をいただき、ありがとうございました。

本日、頂戴しました意見につきまして、フィードバックの部分は、引き続き、丁寧に対応してまいりたいと思いますし、また、完了状態で上がってくるとか審議前のオープン、そういったものについては、法の制度を引き続き、しっかり周知を徹底していくしかないと思っていますし、事前段階の確認については、届出そのものは現実的にちゃんと履行できるかという部分についても、審議前のチェック、それと審議後のフォロー、事務局から説明のあったものについて、引き続き、徹底していきたいと思っていますし、あと、法自体が平成12年に施行され、日本全国、北海道全体も高齢化社会とか、人口減少ということで、以前は大きな商店街に対して、スーパーとかができるということを想定して作られた法律だと思うのですが、現状は、私も函館にいたときにいろいろ審議会に出ていたのですが、コンビニとかドラッグストアがほとんどということで、一方で道央のラピダスが進出する千歳とか、苫小牧とか元気な都市部と田舎とはやはり違うという、法制度そのものの立て付け、こういった部分は確かに見直さなければならないと思っていますので、引き続き、機会を通じて国と課題の部分を共有した上で進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

本日いただいた会議内容については、また改めて今後の審議に反映できるよう進めてまいりますので、引き続きの御協力をよろしくお願いたします。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

#### ■柳川主幹

以上をもちまして、令和6年度第1回大規模小売店舗立地審議会を終了します。

本日は御多忙のところ、御出席をいただき、ありがとうございました。

(以上)